

グローバルコモンズ利用要項

(目的)

第1条 本要項は、第3条に規定する利用者に対し、深草学舎及び瀬田学舎に設置するグローバルコモンズの利用について必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 グローバルコモンズは、「外国人留学生を含む多様な学生が集う、マルチカルチャー、マルチリンガルな活気に満ちた学びの空間」「龍谷大学の『国際化』を推進するプラットフォームとしての空間」というコンセプトのもとに設置された、学生の主体的な学修活動を支援するための施設として利用することを原則とする。

(利用者)

第3条 グローバルコモンズを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学学生（本学短期大学部生を含む）
- (2) 本学教職員
- (3) その他、グローバル教育推進センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

(利用手続)

第4条 グローバルコモンズを利用する者は、支援毎に定められた手続を経なければならない。

(開室日及び時間)

第5条 予め定められた開室日・時間内において、施設及び各種支援を利用することができる。

2 グローバルコモンズの開室日・時間（学則に定める休業日を含む）は、別に定める。

(遵守事項)

第6条 グローバルコモンズの利用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的で利用すること
- (2) 指定されたエリア以外で飲食しないこと
- (3) 周囲の学修の妨げとなる行為をしないこと
- (4) その他、センター長が必要と認める事項

(利用停止)

第7条 センター長は、この要項に違反し、グローバルコモンズの運営に支障を与えた者

に対し、期間を定めて利用を停止する場合がある。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、グローバルコモンズの利用に関する必要な事項は、センター長がこれを定める。

(事務)

第9条 この要項に関する事務は、グローバル教育推進センター事務部が行う。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、グローバルコモンズ運営委員会及びグローバル教育推進センター会議の議を経て、部局長会において決定する。

付則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、瀬田学舎のグローバルコモンズについては、開設日から適用する。